

新型コロナウイルス感染症各種経済対策について

1 経済変動対策資金利子補給金事業

県融資制度「経済変動対策貸付」の新型コロナウイルス感染症対応枠に上乗せをした利子補給を行うもの。令和2年4月1日から制度を開始。

内 容	【利子補給率】 0.8%～0.9%（保証制度内容により異なる） ※どの補償制度を活用しても融資利率が0.5%となるように設定 【利子補給期間】 2年間
実 績	・受付件数 97件（令和3年3月15日現在） ・利子補給額 約4,200万円（2年間合計額）※R2年度：1,300万円

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力店舗補償事業

新型コロナウイルス感染症による集団感染を防止するため、緊急事態宣言の対象地域である東京圏からの来訪客が多い本市において、密閉空間・密集場所・密接場面の3つの「密」として条件が揃い、その中でも接待を伴うことが多く、特に感染拡大が危惧されるバー、キャバレー、ナイトクラブへの外出自粛要請及び店舗休業要請を行った。

本制度は、速やかに感染拡大を防止する措置が必要である事に加え、経済的影響の大きい業種を対象に、市民の生命を守ることを目的として実施した。

対 象	「バー、キャバレー、ナイトクラブ（※）」 ※日本標準産業分類—小分類 766 バー、キャバレー、ナイトクラブに該当する店舗・事業所
要 件	《下記①～③全てを満たす必要が有り》 ① 令和2年4月16日から30日まで（15日間）店舗を休業すること ※緊急事態宣言の延長に合わせ、令和2年5月1日から15日まで（15日間）休業要請期間の延長及び再度補償を行い、さらに令和2年5月16日から31日（16日間）まで補償なしで再々延長の休業要請を行った。 ② 市税の滞納がないこと ③ 本制度による休業実施後に営業を再開すること
補償額	次の①または②のうち、少額となる額を補助する。 ① 直近売り上げ額1年分を12で割った額の50% ② 限度額は100万円とする
実 績	・協力店舗数 110店 ・補償金総額 約4,800万円（延長分合計約9,600万円）

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力店舗協力金事業

緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことを機に、新型コロナウイルス感染症による集団感染を防止するため、市内の飲食店を対象に、夜間の営業時間短縮または休業の営業自粛依頼を行う事業であり、本制度において、営業自粛依頼に協力いただいた店舗に対し、協力金を支給した。

対 象	市内に本社・本店、個人事業主の場合は市内に住所がある飲食店 ※総務省「日本標準産業分類」における中分類76飲食店に該当する店舗。ただし、細分類バー、キャバレー、ナイトクラブは除く。
営業自粛 依頼期間	令和2年4月29日から5月15日まで（17日間）
協力金等	<p>≪下記の①または②から選択≫</p> <p>① 時間短縮協力店舗 【対象店】18時以降から営業しており、21時以降も営業している飲食店 【要件】4月29日から5月15日まで、閉店時間を21時として時短営業した店舗 【協力金】1店舗につき 客席面積20㎡未満＝5万円 客席面積20㎡以上＝10万円</p> <p>② 休業協力店舗 【対象店】飲食店 【要件】4月29日から5月15日まで休業した店舗 【協力金】1店舗につき 客席面積20㎡未満＝10万円 客席面積60㎡未満＝20万円 客席面積60㎡以上＝30万円</p> <p>※テイクアウトサービスは休業中・時短中も可。</p>
実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・協力店舗数 296店 ・補償金総額 約7,500万円

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う持続可能支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響が著しく出ている中で営業を継続している市内事業主（全業種※）に対し、事業継続のため支援を実施した。

※ 2、3の事業による交付を受けた事業主は除く。

対 象	市内に本社又は本店がある法人または市内に事業所があり、かつ市内に住民登録がある個人事業主
要 件	<p>≪下記1～3全てを満たす必要が有り≫</p> <p>1. 売上が50%以上減少した事業主であり、かつ下記の要件のいずれかに</p>

	<p>該当する事業主</p> <p>ア. 売上額が 10 万円以上 100 万円未満減少した事業主 令和 2 年 4 月または 5 月の売上実績と前年同月比で 10 万円以上 100 万円未満減少している事業主</p> <p>イ. 売上額が 100 万円以上 500 万円未満減少した事業主 令和 2 年 4 月または 5 月の売上実績と前年同月比で 100 万円以上 500 万円未満減少している事業主</p> <p>ウ. 売上額が 500 万円以上減少した事業主 令和 2 年 4 月または 5 月の売上実績と前年同月比で 500 万円以上減少している事業主</p> <p>2. 令和 2 年 2 月末までに開業していること</p> <p>3. 市税に滞納が無いこと</p>
助成金額	<p>要件「1」のア～ウに準じ、下記の金額を上限に支給する。</p> <p>ア. 10 万円 イ. 20 万円 ウ. 30 万円</p>
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・申請請数 600 事業所 ・助成金総額 約 9,990 万円

5 新型コロナウイルス集団感染拡大防止協力支援事業

市内でクラスターが発生したことを機に、市民及び店舗従業員の安全を確保し、今後の感染拡大のリスクを抑える更なる感染防止対策を強化・検証する期間を設けるとともに、従業員への感染防止意識向上を図る指導期間としてエリアを絞った休業要請を行い、それに伴う協力金（対策金を含む）の支給を行った。

対象店舗 対象エリア	<p>感染拡大リスクが高いと思われる、駅前周辺エリアのバー・キャバレー・ナイトクラブ（新橋1700～2099番地）</p> <p>※対象エリア内の飲食店、対象エリア外のバー・キャバレー・ナイトクラブについても本事業を活用する場合は申告により対象とする。</p>
協力金額 (対策金含む)	<p>1店舗につき 客席面積20㎡未満＝10万円 客席面積60㎡未満＝20万円 客席面積60㎡以上＝30万円</p>
休業による 対策準備期間	8月17日（月）～31日（月）
感染防止対策 及び 確認調査項目	<p>休業期間中、今後の感染対策を強化する内容として、店舗は従業員への再度の指導、来客者の名簿作成等による利用客の把握、アクリル板の設置等を実施し、現地の調査確認を行った。調査確認項目は、下記①から⑤の項目とし、感染防止対策強化の状況を関係団体（※）による確認調査及び指導を受け、確認後、「安全宣言シール」を取得する。</p> <p>① 従業員への感染防止に向けた徹底指導</p>

	<p>② 陽性者が判明した際の市への全面的な協力</p> <p>③ 来客名簿の作成（来客者の把握）</p> <p>④ 来客者へのマスク着用の励行</p> <p>⑤ 店舗内の感染防止対策の強化（アクリル板設置等のハード面）</p> <p>【調査確認団体】 観光協会、ホテル・旅館同業組合、飲食業生活衛生同業組合御殿場支部 <<担当：観光交流課>></p>
申請受付期間	<p>9月1日（火）～18日（金）（郵送申請）</p> <p>※申請には、休業していることが分かる張り紙等の写真、「安全宣言シール」を張った店舗の写真等が必要</p>
実績	<p>・申請数 196件</p> <p>・助成金総額 約4,930万円</p>
市民への感染対策	<p>店舗だけでなく、同時に従業員や市民を感染から守る対策として、8月18日から21日まで、クラスター発生店の従業員と接触した方や同店の来客者と接触した店舗の従業員を対象に、感染状況を確認するPCR検査を実施した。</p> <p><<担当：救急医療課>></p>

6 プレミアム付商品券発行事業 <6、7を同時に実施>

新型コロナウイルス感染症拡大により、本市の地域経済においても影響が出ていることに加え、市内事業者や市民は今後の経済活動にも不安を抱えている状況となっているため、全市民を対象として「御殿場市プレミアム付商品券発行事業」「御殿場市経済対策助成事業」を実施することにより、市民・店舗・事業者等の経済活動を支援し、それに伴う市内経済の活性化及び循環化を図る事業を実施している。

事業主体	御殿場市商工会（商工会商業部会）
商品券の種類	<p>※①②を1冊にして20,000円で販売</p> <p>①<飲食店用>プレミアム分30% 1,000円券×13枚を10,000円で販売</p> <p>②<全店舗用>プレミアム分20% 1,000円券×12枚を10,000円で販売</p>
発行総額	760,000千円（38,000冊・全世帯分） ※38,000世帯×20,000円
プレミアム分総額	<p>190,000千円 ※5,000円×38,000世帯</p> <p>①飲食 38,000冊×3,000円＝114,000千円</p> <p>②全店舗 38,000冊×2,000円＝76,000千円</p>
購入限度額	1世帯当たり1冊（20,000円）まで
販売期間	10月19日から11月30日まで

使用期限	令和3年2月11日まで
販売会場	市内各郵便局（9か所）、ピコスクエア、サンサンクック神山・保土沢店
使用可能店舗数	約500店舗
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・販売冊数 14,862冊 ・販売割合 39.1% ・販売金額 297,240千円 ・総発行金額 371,550千円 ※販売金額、発行金額ともに過去最大

7 経済対策助成事業

事業主体	御殿場市商工会（商工会建設部会）
事業期間	令和2～4年度
助成内容	工事内容に新型コロナウイルス感染症対策または災害対策（地震、風水害対策）の内容が含まれる住宅または店舗の新築・改装・リフォーム
助成額	①住宅助成 上限100万円 50万円以上の該当工事に対し10%の額を補助 ②店舗改装助成 上限100万円 50万円以上の該当工事に対し20%の額を補助 ※①②ともに工事費により全額または半額を商品券で支給
総事業費	2億円（令和2～4年度で債務負担行為設定） ※令和2年度9月補正予算額 5,000万円（①②各2,500万円） ※令和3年度予算：8,000万円、令和4年度予算：7,000万円（予定）

8 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県地域振興臨時交付金事業

＜8，9を同時に実施＞

新型コロナウイルス感染症の影響が著しく出ている中で、県が例示する飲食業・観光業・宿泊業の業種に対し、県の地域振興臨時交付金を活用し、市内にある事業所(店舗等)の支援を行う。

対象	市内に事業所がある法人または市内に事業所がある個人事業主で飲食・観光関係の業務を主として営むもの。 (ただし、指定管理者が指定管理施設で行う事業は除く)
要件	≪下記1～6全てを満たす事業所≫ 1. 主たる業務が飲食関係（飲食料品卸売業、飲食店、持ち帰り・配達・飲食サービス業、一般乗用旅客自動車運送業（運転代行業を含む）、カラオケボックス業）と観光関係（宿泊業、一般貸切旅客自動車運送業、

	<p>旅行業)に係る業種となっていること。</p> <p>2. 令和2年12月もしくは令和3年1月の売上が前年同月比で50%以上減少していること。</p> <p>3. 2で比較した前年同月の売上が20万円以上であること。</p> <p>4. 事業を開始してから毎年確定申告をしていること。ただし、令和2年1月以降に事業を開始した場合は、税務署に開業届を提出していること。</p> <p>5. 副業・兼業で事業を行っている場合、事業収入がそれ以外の収入(給与や不動産収入等)合計を上回っていること。</p> <p>6. 市税の滞納が無いこと</p>
支援金額	1店舗につき20万円
実績	<p>(令和3年3月15日現在)</p> <p>申請件数… 154件、補助総額… 37,200,000円</p>

9 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響が著しく出ている中で、県が例示する飲食業・観光業・宿泊業以外の業種を営む、市内に事業所がある事業主に対し、市独自の支援を行う。

対象	<p>市内に事業所がある法人または市内に事業所がある個人事業主。</p> <p>※ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県地域振興臨時交付金を交付された事業主、指定管理者が指定管理施設で行う事業は除く。</p>
要件	<p>《下記1～5全てを満たす事業主》</p> <p>1. 令和2年12月もしくは令和3年1月の売上が前年同月比で50%以上減少していること。</p> <p>2. 1で比較した前年同月の売上が10万円以上であること。</p> <p>3. 事業を開始してから毎年確定申告をしていること。ただし、令和2年1月以降に事業を開始した場合は、税務署に開業届を提出していること。</p> <p>4. 副業・兼業で事業を行っている場合、事業収入がそれ以外の収入(給与や不動産収入等)合計を上回っていること。</p> <p>5. 市税の滞納が無いこと</p>
支援金額	1事業主につき10万円
実績	<p>(令和3年3月15日現在)</p> <p>申請件数… 114件、補助総額… 11,400,000円</p>